

みどりのまちなみ推進補助金申請にあたってのチェックシート

- ◆申請前に、このチェックシートを参考に確認してください。
受付時にも確認させていただきます。

【植樹場所について】

- 自身が所有する土地内に植樹する。又は法人においては、会社が所有する土地内に植樹する。
- 販売を目的として所有する建物敷地への植樹ではない。
- 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例による緑化を行うための土地への植樹ではない。
- 過去 10 年以内に保存樹木・保存樹林・生け垣築造・生け垣保全・みどりの保全地区・みどりのまちなみ推進に関わる補助金を受けた土地への植樹ではない。
- 建築基準法第 4 2 条第 1 項に規定される道路（幅が 4 m 以上の道路）に面した敷地内に植樹する。又は同条第 2 項（幅が 4 m 未満の道路）に規定される道路に面しているが、セットバックの手続きが済んでいる敷地内に植樹する。
- 複数の道路に面する敷地への植樹でセットバックの手続きを済ませていない道路に接する場合、後退が必要な範囲内への植樹ではない。

【樹木について】

- 新たに植樹する樹木は補助対象樹種一覧に掲載されている。
- 新たに植樹する樹木は植えた際に地面から水平に測った高さが 60 cm を超えている。
- プランターやコンテナ等の可動式のものへの植樹ではない。

【提出書類について】

- 交付申請書には、樹木の購入費・樹木の配送費・植樹工事費の 3 分の 1 の額（税込額）を 100 円未満端数切捨てで記載している。
- 補助対象外の経費は除外してある。
- 補助金交付申請書と請求書と同意書には同じ印鑑を捺印している。又、訂正があった場合は、同じ印鑑で訂正印を捺印している。
- 植樹場所を示した案内図を添付している。
- 敷地内の配置図を添付し、植樹した位置がわかるようになっている。
- 植樹前と植樹後の状況がわかる写真を添付してある。
- 複数の道路に面した敷地に植樹し、どちらかが後退（セットバック）が必要な敷地にあたる場合、後退が必要な範囲外に植樹されていることがわかるようメジャー等をあて、寸法がわかるように撮影した写真を添付している。
- 植樹後の写真は、奥行 6 m 以内であることがわかるようメジャー等をあて、寸法がわかるように撮影してある。
- 植樹後の写真は、樹木の高さが地面から 0.6 m 以上であることがわかるようメジャー等をあて、寸法がわかるように撮影してある。
- 支払証拠書類（領収書又はレシート）には、樹種名と本数がわかるように記載してある。又は、購入した樹種名と本数を明記した書類を添付している。
- 配送費・植樹工事費を含める場合、支払証拠書類中に項目名や金額が明記されている。